

景観形成支援事業評価・助言委員会設置要綱

（設置目的）

第1条 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター（以下「センター」という。）は、景観形成支援事業（以下「事業」という。）を円滑かつ効果的かつ適正に実施するために、事業の実施に関する審査・評価・助言機関として景観形成支援事業評価・助言委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会はセンターの依頼に応じて次の事務を行う。

- （1）修景助成事業に関する審査
- （2）事業により支援した内容及び景観形成に対する効果についての評価
- （3）修景助成等の修景内容についての市町・県民局担当者への助言
- （4）景観形成支援事業の実施のために必要と思われる上記以外の事項についての助言

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、やむを得ない事情がある場合は代理の者を出席させることができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし特別な事情がある場合はこの限りではない。

（運営）

第4条 事務局は、センターに置き、事務局は必要に応じて委員会を招集する。

- 2 委員会は、前条に定める委員の過半の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員会は、必要があると認める場合は、前条に定める委員以外の者の意見を求めることができる。
- 4 委員会の進行のため、出席した委員の中から互選により座長を定める。
- 5 議決を要する議案については、出席した委員の過半をもって議決する。
- 6 前各号に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は委員会において定める。

（施行細目）

第5条 その他、この要綱の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

別 表

委員
沢田 伸
宇高 雄志
山下 香
兵庫県まちづくり部都市政策課長
兵庫県まちづくり部営繕課長